

盛岡広域都市計画地区計画の変更(滝沢市決定)

都市計画鶴飼地区地区計画を次のとおり変更する。

名 称		鶴飼地区地区計画
位 置		滝沢市下鶴飼、中鶴飼、鶴飼先古川及び鶴飼迫地内
面 積		約4.3ha
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区を含む周辺は、滝沢市都市計画マスタープランにおいて、中心交流拠点として位置付けられており、行政機能や保健・福祉機能の集積、商業施設の立地等を図り、滝沢市の顔となる賑わいや活気ある拠点としての整備を進めていくこととされている。</p> <p>よって、本計画では、公共事業を中心として、新たに生涯学習支援、住民活動におけるコミュニティ支援及び産業雇用支援を目的とする公共公益施設を整備することにより、周辺の既存施設と一体となった公共公益施設群を形成し、もって、住民の利便性の向上、住民活動の活発化を促進し、健康で文化的な賑わいのあるまちづくりを推進することを目的とする。</p>
	土地利用の方針	<p>1 生涯学習支援、住民活動におけるコミュニティ支援及び産業雇用支援を目的とする公共公益施設の立地を図る。</p> <p>2 健康で文化的な賑わいのあるまちづくりを推進するため、住民の憩いの場、交流の場となるようなスペースを十分確保する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>本計画の目標に掲げている公共公益施設の立地を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p>
地区整備計画	区域	計画図に示すとおり
	面積	約4.3ha
	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書館 2 保育所 3 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 4 消防屯所 5 工場（自動車修理工場を除く。） 6 食堂又は喫茶店 7 物品販売業を営む店舗 8 事務所 9 自動車車庫 10 自転車駐車場 11 倉庫業を営まない倉庫 12 公会堂又は集会場 13 公共用歩廊

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由

現況の地形地物に合わせて地区計画の区域を変更し、地区整備計画の区域を地区計画の区域の一部から全部に拡大するため、本案のとおり変更しようとするものである。